ペンギン科	*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン） *Aptenodytes patagonicus*（オウサマペンギン） *Eudyptes chrysocome*（イワトビペンギン） *Eudyptes chrysolophus*（マカロニペンギン） *Pygoscelis adeliae*（アデリーペンギン） *Pygoscelis antarctica*（ヒゲペンギン） *Pygoscelis papua*（ジェンツーペンギン）

備考　括弧内に記載する呼称は、学名に相当する和名である。

別表第五　南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一　（略）	（略）	（略）
二　次に掲げる場合以外の場合における生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み イ・ロ　（略）	一　鑑賞（植物に限る。） 二　実験 三　（略）	一　持ち込む生きている生物が*Canis*属（イヌ属）又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二～四　（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～二十三南極特別保護地区	（略）
第二十四南極特別保護地区	一・二　（略） 三　科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、*Aptenodytes forsteri*（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。 四～十一　（略）
第二十五～三十一南極特別保護地区	（略）

かもめ科	ラルス・ドミニカヌス（ミナミオオセグロカモメ） ステルナ・パラディサエア（キョクアジサシ） ステルナ・ヴィタタ（ナンキョクアジサシ）

備考
一　異名とは種の名称以外の呼称で、分類学上一部で使用されているものをいう。
二　括弧内に記載する異名以外の呼称は、和名である。

別表第五　南極哺乳類等の捕獲等の区分、目的及び条件（第十一条関係）

区分	目的	条件
一　（略）	（略）	（略）
二　次に掲げる場合以外の場合における生きている生物（ウイルスを含む。）の南極地域への持込み イ・ロ　（略）	一　鑑賞（植物に限る。） 二　実験 三　（略）	一　持ち込む生きている生物がカニス属又は鳥綱に属する種の個体でないこと。 二～四　（略）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～二十三南極特別保護地区	（略）
第二十四南極特別保護地区	一・二　（略） 三　科学的調査、管理活動又は教育活動のために必要な場合を除き、航空機は当該地区内に着陸しないこと。なお、当該地区内に着陸する場合、アプテノデュテス・フォルステリ（コウテイペンギン）の繁殖地から九百三十メートル以内の海氷上には着陸しないこと。 四～十一　（略）
第二十五～三十一南極特別保護地区	（略）